

「資産運用コンサルティングのポイント Vol6 ～株主優待を活用した株式投資とその注意 点について考える 後篇～」



株式会社 ZUU の富田和成です。今回は、株主優待を期待した投資の有用性についてみていきましたが、今回はその注意点に焦点を当てていきたいと思っております。

○株主優待を活用した株式投資の注意点

株主優待は、前回解説したように、自ら利用できるものであればその分支出を減らすことができますし、自ら利用しないものでも売却することで相応の収益を手にすることが出来るため有益なものといえます。けれども、有益だからといって、株主優待の内容にのみ注目した株式投資には危険が伴います。その理由としては2つのことが挙げられます。

まず1つ目の注意点は、株主優待の実施は、企業にとって義務ではないということです。配当金についても無配になることは想定されますが、株式会社という制度上、企業が活動した結果利益を得た場合には、企業の実質的保有者である株主に分配することが前提となっています。しかし、その分配は現金で行えばよく、株主優待という形を採る必要はありません。また、大量の株式を保有している機関投資家にとっては、株主優待は迷惑な存在であり（投資先企業の製品や割引券が大量に送られてきても困ります）、株主優待相当分の現金での分配を望むことが通常です。したがって、株主優待は、企業の判断で急に取り止められる虞があることを認識したうえで、株式投資をする必要があるといえます。

次に2つ目の注意点は、株主優待ばかりに着目してしまい、株式投資の基本である企業の成長性や収益力の分析がおろそかになってしまう虞があるということです。魅力的な株主優待を行っている企業であっても、成長性や収益力が悪く株価が下落してしまえば、本末転倒です。言い換えれば、継続的に株価が上昇していく企業であれば、株主優待がなかったとしても、株式の売却益で当該企業の商品を購入したりサービスを受けることは可能ですから、株主優待にのみ注目するのは危険といえます。したがって、株式投資を行う際には、株主優待だけではなく、配当金の多寡や成長性、収益力等も含めた企業の総合的な魅力に着目した銘柄の選別をして頂きたいものです。

株式投資はうまく使えば、株式投資をより効果的にするために活用できます。つまり、株主優待の価値を金額換算すると実質的なインカムゲインは配当に加えて更に増すこととなります。一方で、株主優待を見て業績などに目を当てないと株主優待分くらいのインセンティブは直ぐに吹き飛んでしまいます。特に株主優待は半年に一度くらいずつ実際に優待が届くため、得をした気分になりがちです。実質的な数値に注目し、両者のバランスについて考えていくことが重要となります。

<著者プロフィール>

富田和成 株式会社 ZUU 代表取締役社長兼 CEO

http://zuu.co.jp/company/ceo_message

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在とビジネススクールへの留学やタイへの駐在を経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。その後、野村証券を退職し、富裕層・準富裕層向けに金融を切り口とした ZUU online や不動産を切り口とした不動産 online を運営する株式会社 ZUU を設立。また、エグゼクティブ向け資産アドバイザーの検索・比較サイト ZUU Advisors を運営している。」

参考：ZUU Advisors：<http://zuuadvisors.com/>

：ZUU online：<http://zuuonline.com/>



◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488